
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **開示に関する取組み**

本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 6 月に開催予定の ASAF 会議において議論が予定されている開示に関する取組みに関する資料の一部（欧州における取組み）をまとめたものである。
2. 欧州では、2014 年 2 月 13 日に、欧州証券市場監督局（ESMA）から協議文書「代替的業績指標に関する ESMA ガイドライン」が公表されており、これに対して、2014 年 5 月 12 日に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）がコメントレターを提出している。
3. これらの動向は、我が国の財務報告制度に直接の影響を及ぼすものではないものの、代替的業績指標 (Alternative Performance Measure)¹の開示のあり方は、最近の IASB による開示に関する取組み (IAS 第 1 号の限定的修正を含む。) においても議論となっているため、本委員会では、協議文書及びコメントレターについて概要のご紹介を行うとともに、必要に応じて、ご意見を頂くことを予定している。
4. なお、ASAF 会議では、開示に関する取組みについて、本件の他、IASB からプロジェクトのアップデートが紹介されるほか、ブラジルの会計基準設定主体から注記の改善を図るために公表した公開草案、及び、FASB から財務諸表表示プロジェクトについて説明が行われることも予定されている。但し、FASB による財務諸表表示プロジェクトは、資料が配布されておらず、口頭による説明が行われることが予想される。

ESMA 協議資料の概要

背景

5. 2005 年の 10 月に、ESMA の前身である欧州証券規制当局委員会（CESR）から代替的業績指標に関する提案 (recommendation) が公表されているが、その後、8 年以上が経過したため、ESMA によって原則の見直しを開始された。

代替的指標のガイドライン案

¹ 代替的業績指標の定義は、本ペーパーの第 7 項に記載の通りであり、Non-IFRS Measure や Non-GAAP Measure と呼称されているものと重複している部分も多いが、全く同一ではない。

代替的指標の概念及びラベル付け

6. 代替的業績指標は、財政状態、包括利益、キャッシュ・フローに関連する、適用すべき財務報告フレームワークで定義された以外の、過去、現在、将来のすべての数値指標である。
7. 発行者は、使用する代替的業績指標、及び、その構成要素及び、使用した仮説や見積りの詳細を含む、適用した算定基礎について定義すべきである。また、発行者は代替的業績指標又はその構成要素が、現在、過去、将来の報告期間の業績(予想)に関連するかどうかについて示さなければならない。
8. 発行者は、使用したすべての代替的業績指標の定義のリストを公表物の付録において開示しなければならない。このリストは、代替的業績指標を含む規定された情報を含むそれぞれの文書に含めなければならない。
9. 開示された代替的業績指標は、利用者に誤ったメッセージを送ることを避けるために、算定した基礎を反映する、意味のあるラベルを付すべきである。発行者は、適用すべき財務報告フレームワークで定義された指標と同じ、又は似ていて紛らわしいタイトルや表現を使用すべきでない。

財務諸表において表示された金額との調整

10. 財務諸表において表示される最も目的適合的な金額と代替的業績指標との調整表 (reconciliation)を、それぞれの調整項目を個々に識別して説明するように開示しなければならない。

代替的業績指標の使用の説明

11. 発行者は、利用者が代替的業績指標の目的適合性を理解できるように、これについて説明すべきである。発行者が代替的業績指標の表示によって、財政状態、キャッシュ・フロー、発行者の事業の成果に関して、利用者に有用な情報を提供することになると考える理由や、発行者が代替的業績指標を使用した目的を開示する記述を開示すべきである。

代替的業績指標の目立たせ方及び表示

12. 財務諸表の外で表示される代替的業績指標は、適用すべき財務報告フレームワークに従って作成された財務諸表から直接抽出された指標よりも、より目立たない形で、強調されず、権威付けのない方法で表示されるべきである。

比較可能性

13. 発行者が代替的業績指標を表示する場合、比較情報を提供すべきである。予測や見積りに関連する代替的業績指標の場合においては、比較情報は入手可能な最新の過去情報に関連したものとすべきである。
14. 代替的業績指標と適用すべき財務報告フレームワークに含まれる数字との間の調

整表(reconciliation)がガイドライン案に整合するように要求されている場合、発行者は表示される比較情報に関する調整表も開示すべきである。

一貫性

15. 代替的業績指標の定義や算定は、一定期間にわたって一貫すべきである。例外的な状況において、発行者が代替的業績指標を再定義するか、又はこれ以上使用しないことを決めた場合、発行者は変更及び変更した理由が信頼でき、財務業績についてより目的適合的な情報を提供することを説明すべきである。

EFRAG コメントレターの概要

新たなガイダンスを公表する目的に対する回答

16. EFRAG は、代替的業績指標は、正しく使用され、表示される場合には利用者に有用な情報を提供すると考える。そのため、明確に定義され、発行者が説明し、一貫して表示されるべきであるが、提案されているガイドラインは、要求事項の範囲や開示の種類を決定する原則が明確ではなく、相対的に情報価値が低い長文の開示を招く可能性があるため、要求事項を絞るべきである。
17. 現行の CESR Recommendation が、もはや適切なガイダンスを提供していないと考えられ、置き換えが必要である理由について、ESMA は明確な証拠を提供していない。証拠に基づくアプローチに拠ることで、何が欠如しているかを識別することができ、明確な目的を持ったガイドラインの設定や、開示要求の原則を設定することに寄与する。

代替的な業績指標の定義

18. EFRAG は、ガイドラインが代替的な業績指標を直接定義しようと試みることは歓迎するが、提案されている定義は広すぎ、代替的な業績指標ではない財務情報まで補足する結果となることを懸念する。
19. ガイドライン案の定義は、適用される財務報告フレームワークによって定義された指標以外のすべての指標に言及しているが、IFRS は原則ベースのため、極めて少ない業績指標しか定義しておらず、財務諸表の表示についての詳細なフォーマットが規定されていない。また、IFRS では、財務諸表に含まれる小計や行項目が定義されていない。このため、IFRS に準拠した財務報告の文脈ではうまく機能しないと考える。
20. 現行の CESR Recommendation では、代替的な業績指標は次のように定義されている。
- (1) 代替的業績指標は、定義された指標以外の指標である。
 - (2) 定義された指標とは、基本財務諸表及び注記において、true and fair view を

提供する観点で監査された IFRS 財務諸表に含まれるすべての情報である。

21. 「定義された指標」の定義を変えることは、要求事項の範囲を増加させ、有用な情報かもしれないという証拠を提供することなく、開示の分量の増大をもたらしてしまうと考える。IFRS 財務報告に適用する場合、提案されている代替的業績指標の定義は、次の項目を含め、広く理解されている範囲よりもずっと広がるため、ESMA は従来の定義を維持すべきと考える。
- (1) 貸借対照表、損益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書において表示される行項目（合計及び小計を含む。）のうち、IFRS において定義されていないもの
 - (2) 財務諸表の注記に表示されている測定値（主要財務諸表から得られたものであるか否かによらない。）
 - (3) 財務諸表の枠外に表示された主要財務諸表から得られた測定値で、当該定義が名称から明らかなもの（例：投資先の成果の割合前の成果）

ガイドライン案の範囲

22. ガイドライン案の第 3 項では、ガイドラインは、財務諸表や公的に観察可能な規制された情報に含まれるすべての文書に含まれる代替的指標に適用するとされている。第 9 項では、別の適切な法律に従って開示される代替的な業績指標の適用除外が示されている。
23. これは、アナリストに説明する資料や、HP に掲載する財務情報も範囲になってしまうほか、規制産業が固有の規則に基づいた要約情報を開示することが、軽減措置の対象になるかどうか判断できないという問題が生じるため、提案された範囲は広すぎ、明確な原則に欠けていると考える。

代替的業績指標と比べた、定義された指標の目立たせ方

24. EFRAG は、適用される財務報告フレームワークに従って準備され、表示される財務情報は、常に最も有用な情報を提供することに同意する。
25. しかし、機械的に代替的業績指標を目立たないようにすることは、必ずしも常に、最も有用な情報を提供することにはならないかもしれない。
26. 利用者に有用かどうかに関わらず、ガイドラインにおいて提案される目立たせ方の要件が、企業が開示を許された自発的な情報に蓋をする結果となる場合には、役に立たないだろうと考える。特定の産業においては、利用者に有益な情報を提供すると考えられるように（例えば、長期の価値創造を説明する目的や、ビジネスの価値を組み込む目的等の場合）、代替的指標が連結財務諸表に習慣的に含まれている。さらに、これらの指標は、定義された指標と調整できないかもしれない。

27. したがって、ガイドラインは、代替的業績指標を過度に目立たせないように、強調されないように、権威付けされないように表示することを保証することに焦点を当てるべきであり、そもそも目立つかどうかについての主観的な評価とより整合性を図れるだろうと考える。
28. 代替的業績指標が目立たず、強調されず、権威付けされないかどうかを評価することは、実務においても主観的かもしれず、表示の順序、長さ、言葉遣いの強弱、活字といった要素に依存するだろう。しかし、ESMA が、利用者に対する情報の有用性に焦点を当てる形でガイドラインの目的を明確に定義すれば、評価の主観性は減少するだろう。

開示要件

29. 財務情報の利用者が、使用されるすべての用語を理解することができることが重要であり、代替的な指標の定義、それが使用される理由、見積り又は規定に着実にアクセスできることが重要だと考える。
30. 財務報告は頻繁に形や長さが増える。つまり、主要な数値に対する短い表示についての複雑で詳細な記述から変動する。ガイドラインは、代替的業績指標の開示が表示されるべき場合においては、過度に規範的にすべきでないと考ええる。
31. 開示の長さや複雑性について進行中の議論の観点で、ESMA は、頻繁に繰り返される決まり文句の開示を、意図せずもたらすかもしれない要求事項を導入することを避けるべきである。
32. ガイドラインの 8 項は、プレスリリースが、他の文書への参照によって要求される開示を含むことを許すことを既に提案している。このことは、似たような軽減が、期中報告や他の期中の文書に適用された場合、目的適合的な代替的業績指標がその年次報告から変わらない場合、利用者と作成者の障壁を減らすだろう。一定の開示（例えば、変わっていない定義）は、すべての財務コミュニケーションに要求すべきでなく、他の公表された文書への相互参照の方法によって含められるべきと考える。

ASAF 会議における発言案

33. ASAF 会議（2014 年 6 月）において、主について発言することを予定している。
- (1) 我々は、ESMA が協議資料で示しているガイドライン案は、財務諸表利用者の判断をミスリードしない観点から重要な原則を示していると考えている。
- (2) しかし、我々は市場関係者と議論した際、IFRS において定義されている業績指標が少ないことを踏まえると、会計基準で定義されていない業績指標のすべてを定義

し、公表物の付録において開示させ、説明を開示すること等を要求することは、実務上、決まり文句の開示が増える等、意図せざる結果を生む可能性がある旨について指摘を受けた。特に、IFRS では、合計や小計の定義が少ないほか、業種毎に主要な業績指標が決められていないことから、当該リスクが高い旨が指摘されている。こうしたことを踏まえると、IAS 第1号「財務諸表の表示」を修正する過程で、少なくとも、営業利益について小計として定義した上で、財務諸表に表示する旨を要求することを検討すべきと考える。

- (3) また、財務諸表利用者によって用語や定義について広く共通認識がされている場合（例えば、当該定義が関連する規制当局等によって示されている場合）には、これを代替的業績指標として扱う必要がないかもしれない。

ディスカッション・ポイント

- ・上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

以 上